

公益財団法人富山県建設技術センター
土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で助成の対象となる「土木等関連普及啓発イベント等開催事業」（以下「事業」という。）とは、営利を目的としない各種団体等が社会資本整備の意義・重要性を広く一般県民に普及啓発することを目的に開催する講習会、講演会、シンポジウム、展覧会、見学会等のイベントや広報活動等とする。

(助成金の交付)

第3条 公益財団法人富山県建設技術センター理事長（以下「理事長」という。）は、事業に要した経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 助成対象経費及びこれに対する助成率等は、次のとおりとする。

| 助 成 対 象 経 費 | 助 成 率 (限 度 額) | |
|---|---------------|--|
| 事業に要した経費のうち、次に掲げる経費 講師謝金、講師旅費、印刷製本費、通信費、借上料、消耗品費など | 助成対象経費の2分の1以内 | 1事業当たり年20万円を限度とする。（ただし、開通式・完成式、その他これに類するものは上限10万円とする。） |

(交付申請)

第5条 助成金の申請をしようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、助成金の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類の審査により、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をするとき、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を助成金の交付を申請した者に文書にて通知（様式第2号）するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業が完了したとき、事業の成果を記載した助成事業実績報告書（様式第3号）をすみやかに理事長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 理事長は、事業の完了に係る成果の報告を受けた場合、報告書等の書類の審査等により、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業者に通知（様式第4号）するものとする。

(決定の取消)

- 第10条 理事長は、事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、事業について交付すべき助成金の額の確定があった後についても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項及び第2項までの規定による取消をした場合に準用する。

(助成金の返還)

- 第11条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めらるものとする。
- 2 第7条の規定は、前項の規定により、助成金の返還又はその取消し若しくは返還の期限の延長をした場合に準用する。

(証拠書類の保存等)

- 第12条 助成を受ける事業者は、助成事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするとともに、証拠書類を整備し、助成事業の完了した年度の翌年度から5年間これらを保存しておかなければならない。

(実施細目)

- 第13条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成28年4月改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

番 号
年 月 日

公益財団法人 富山県建設技術センター 理事長 殿

事業者住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成 年度土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金交付申請書

平成 年度において、土木等関連普及啓発イベント等開催事業を実施したいので、土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額内訳

全体経費 _____ 円

助成対象経費 _____ 円

助成金額 _____ 円

2 関係書類

事業計画書、収支予算書

番 号
年 月 日

事 業 者 殿

公益財団法人富山県建設技術センター理事長

平成 年度土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け○第 号で申請のあった平成 年度土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金の交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成対象経費 _____ 円

交付決定額 _____ 円

(交付の条件)

- ・当センターの助成金の交付を受けた旨を事業の開催通知やパンフレット等に明記すること。

番 号

年 月 日

公益財団法人富山県建設技術センター理事長 殿

事業者住所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成 年度土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金実績報告書

平成 年 月 日付け○第 号で交付決定された土木等関連普及啓発イベント等開催事業を実施したので、土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

1 実績報告額内訳

全体経費 _____ 円

助成対象経費 _____ 円

助成金額 _____ 円

2 関係書類

収支精算書、事業の実施状況の分かる資料

様式第4号

番 号
年 月 日

事 業 者 殿

公益財団法人富山県建設技術センター理事長

平成 年度土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け○第 号で交付決定した土木等関連普及啓発イベント等開催事業費助成金について、交付要綱第9条の規定により助成金の額金 円に確定します。